

## 医療法人の自己資本比率の状況について

### 医療法人の自己資本比率の状況

□平成14年度病院経営指標(医療法人病院の決算分析)より

※医療法人が開設する病院(平成14年10月1日現在)について、平成14年度末現在の自己資本比率の平均値

※集計対象は、法人設立後1年以上経過し、会計年度が4/1～3/31までと定められているもの。ただし、損益計算書、貸借対照表の記載内容に不備があるものを除く

	全体	黒字	赤字
一般病院	32.1%	34.1%	25.3%
療養型(老人)病院	37.2%	40.5%	13.0%
精神病院	46.8%	48.2%	40.3%

□厚生労働大臣所管医療法人の決算書より

※平成15年度の厚生労働大臣所管医療法人に係る決算書の自己資本比率の平均値

32.2%

## 自己資本比率を満たしていない医療法人に対する指導

### □医療法（昭和 23 年法律第 205 号）（抄）

#### （施設又は資金）

第 41 条 医療法人は、その業務を行うに必要な資産を有しなければならない。

2 前項の資産に関し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生労働省令で定める。

#### （設立認可基準）

第 45 条 都道府県知事は、前条第 1 項の規定による認可の申請があつた場合には、当該申請にかかる医療法人の資産が第 41 条の要件に該当しているかどうか及びその定款又は寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

#### （定款又は寄附行為の変更）

第 50 条 定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第 45 条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

#### （決算の届出）

第 51 条 医療法人は、毎会計年度の終了後 2 月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない。

#### （過料）

第 76 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを 20 万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一の二 第 50 条第 3 項又は第 51 条第 1 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

□医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）（抄）

（医療法人の自己資本額）

第 30 条の 34 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の 100 分の 20（法第 42 条第 2 項に規定する特別医療法人にあつては、100 分の 30）に相当する額以上の自己資本を有しなければならない。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りでない。

2 前項に規定する自己資本とは、資本金及び剰余金の合計額（繰越損失金がある場合にはその額を控除した額）をいう。

（設立認可の申請）

第 31 条 法第 44 条第 1 項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

五の二 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、当該医療法人の資産が第 30 条の 34 第 1 項に規定する要件に適合していることを証する書類

（定款等変更認可の申請）

第 32 条 法第 50 条第 1 項の規定により、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為変更の内容（新旧対照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類

二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類

2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第 39 条第 1 項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第 31 条第 5 号の 2（新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限る。）、第 6 号及び第 11 号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。